

信用取引規定兼株券等貸借取引取扱規定

はじめに

本書は信用取引をご利用になるお客様、及び信用取引を行う際に当社に差し入れた代用有価証券（但し株式のみ）を当社に貸し出す株券等貸借取引（以下「信用貸株取引」といいます。）をご利用になるお客様に適用される書面です。但し、信用貸株サービス（第22条で定義します。）をご利用されない場合には、第2章（株券等貸借取引取扱規定）の各条項は適用されず、信用貸株サービスの利用申し込みをもって第2章（株券等貸借取引取扱規定）の各条項に同意いただいたものとさせていただきます。

第1章 信用取引規定

（規定の趣旨）

- 第1条 この規定は、楽天証券株式会社（以下「当社」といいます。）の証券取引・証券情報サービスのうち、特に信用取引に関するサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関するお客様との取決めです。
- 2 お客様は、本サービスを利用するに当たっては、この規定（但し、第1章に限る。）によるほか、関係法令諸規則、当社各規定等を遵守するものとします。

（信用取引口座開設の申込み）

- 第2条 お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に信用取引口座開設の申込みを行うことができます。
- ①すでに当社に総合取引口座又は法人口座を開設し、若しくは開設の申込みをしていること。
 - ②金融資産を概ね100万円以上有していること。
 - ③信用取引の経験、又は株式取引の経験があり当社が別に定める基準を満たしていること。
 - ④信用取引制度、当社の信用取引ルール、信用取引のリスク等を理解し、本規定の他、当社が別途定める「信用取引口座設定約諾書」、「自動振替規定」等及び「PTS 信用取引に係る合意書」の内容を承諾していること。
 - ⑤第6条に規定する代用有価証券の取扱いについて、包括再担保契約を締結していただけること。なお、本信用取引規定の同意をもって包括再担保契約は締結されたものといたします。
 - ⑥個人のお客様の場合には、住所、電話番号、生年月日、職業（勤務先を含む。）、法人のお客様の場合には、法人名、所在地、電話番号、取引責任者の氏名、取引責任者の住所、連絡先電話番号等当社の定める事項が正しく登録されていること。
 - ⑦原則としてインターネットを利用できる環境にあり、パソコン操作に支障がないこと。
 - ⑧電話及び電子メールにより、直接連絡が常時取りうることが可能であること。
 - ⑨本規定、信用取引に関する説明書の交付については、書面の交付に代えて、別途定める電子交付サービスを利用していただけること。但し、法人のお客様はこの限りではありません。
- 2 当社は、上記要件及び当社の信用取引口座開設基準等に基づき信用取引口座開設の可否を審査し、当社が承諾した場合に限り、お客様は本サービスを利用できるものとします。審査の結果、信用取引口座が開設できない場合、その理由についてはお客様に開示しないものとします。

（取引の種類）

- 第3条 お客様が信用取引を行える商品及び取引の種類は、当社が定めるものとします。

（対象銘柄）

- 第4条 お客様が信用取引を行える銘柄は、当社が定めるものとします。

- 2 前項の規定に関わらず、金融商品取引所又はPTS 運業者等が信用取引の制限又は禁止措置を行っている銘柄、証券金融会社が貸株利用等の申込制限又は申込停止措置を実施している銘柄及び当社が信用取引の受託を停止することが必要であると指定する銘柄については、お取引できないものとします。

(上限建玉金額)

第4条の2 信用取引による建玉金額の上限は、銘柄毎、お客様毎に当社が定めるものとします。

(委託保証金)

第5条 委託保証金として差し入れが必要な額は、建玉額に次項で定める率を乗じた額以上、かつ30万円以上とし、信用取引の注文に先立って、当社に差し入れるものとします。

- 2 前項に掲げる率は30%とします。ただし、金融商品取引所等又は当社が規制又は変更を行った場合については、この限りではありません。

(代用有価証券)

第5条の2 前条の委託保証金は、当社が指定する有価証券をもって、これに代えることができるものとします。ただし、金融商品取引所が代用有価証券不適格とする銘柄は除きます。(なお、委託保証金として当社に差し入れられた有価証券を以下「代用有価証券」といい、その時価額にあらかじめ定められた率(以下「換算率」といいます。)を乗じた額をもって委託保証金として評価します。)

- 2 前項本文に係わらず、次の各号に該当する銘柄については、当該各号に定める日から代用有価証券の換算率を引き下げ又は換算率を0%に変更する場合があります。
 - ① 当社が株価、流動性等の観点から代用有価証券として不適当と判断した銘柄 お客様にその旨告知を行った日から5営業日目以降の日
 - ② 当社での信用取引建玉状況及び代用有価証券の預かり状況に照らし著しく偏りが見られるなど当社が代用有価証券として不適切と判断した銘柄 お客様にその旨告知を行った日から5営業日目以降の日
 - ③ 明らかに経営に重大な影響を与えると認められる事象等が発生した上場会社が発行する銘柄 お客様にその旨告知を行った日の翌営業日目以降の日

(反対売買による利益額の取扱い)

第5条の3 信用取引の反対売買による利益額が生じた場合において、当該利益額に相当する金額を当該反対売買による未決済勘定の決済の時にお客様から信用取引に係る保証金として差し入れすることに同意するものとし、この場合、約定がなされた日から、信用取引に係る受入れ済みの委託保証金の総額に当該利益額を加算して計算するものとします。

(代用有価証券の差し入れ)

第6条 当社でお預かりする有価証券は、当社が代用有価証券不適格としたものを除き、お客様の指示で代用有価証券(委託保証金)として信用口座に差し入れるものとし、信用口座に差し入れられた代用有価証券は、再担保(混同担保)として使用できる代用有価証券の範囲として指定されたものとします。

(包括再担保)

第6条の2 お客様は、当社に委託保証金として差し入れた代用有価証券を、当社が包括再担保契約により証券金融会社へ再担保として使用することがあることを予め承するものとします。

- 2 前項の確認は再担保同意明細書(取引報告書及び取引残高報告書と兼用します。)により行うものとし、再担保として使用できる代用有価証券は、当該再担保同意明細書に記載のもの

します。

(委託保証金の維持)

第7条 委託保証金が第5条第2項で定める率を下回っている場合は、委託保証金からお預り金等への振替、又は新規の買建て若しくは売建ては行えないものとします。

- 2 前項の当社で定める率は、金融商品取引所等の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断により変更することがあります。

(委託保証金の最低維持率)

第8条 お客様が建玉を維持するために必要な委託保証金の率（以下「最低維持率」といいます。）は20%（30万円を下回る場合は30万円）とします。

- 2 委託保証金が前項の最低維持率又は30万円を下回った場合は、お客様は下回った日の翌々営業日12時までに、当該最低維持率又は30万円を上回るために追加で差し入れることが必要な委託保証金の額（以下「追証金額」といい、追加の委託保証金の差し入れが必要になる状態を以下「追証」といいます。）以上の委託保証金を、追証・不足金画面等をご自身で確認のうえ、当社からの請求の有無に関わらず信用取引口座に差し入れるものとします。ただし、お客様の口座に不足金が発生している場合、お客様がお客様の口座に入金した金員は優先的に不足金に充当されますので、追証金額に当該不足金を加算した額を差し入れていただく必要があります。なお、追証発生時からその差入時限までの間に、建玉の一部を反対売買した際は当該反対売買した建玉の約定価額に20%を乗じた額を追証金額から控除するものとします。また、お客様から差入時限までに追証にかかる委託保証金の差し入れがない場合、当社は、お客様の口座における全建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買又は現引若しくは現渡することにより決済することができるものとします。
- 3 追証の発生の有無又はお客様から追証にかかる委託保証金の差し入れの有無に関わらず、委託保証金率が前引け、又は、大引けの時点で10%を下回った場合には、当社は、お客様の口座における全建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買又は現引若しくは現渡することにより決済することができるものとします。
- 4 前2項の決済にあたり、預り金がないなど、当該決済により不足金が発生した場合、又は発生すると予想される場合、当社は、お客様の代用有価証券を不足金に充当するために当社の任意でお客様の計算により処分することができるものとします。
- 5 第1項の最低維持率は、金融商品取引所等の規制若しくは制度の変更、又は当社の判断により変更することがあります。

(不足金)

第9条 信用建玉の決済及び代用有価証券の売買等により不足金が発生した場合、お客様は受渡日の15時30分までに不足金を入金するものとします。

- 2 お客様から受渡日までに不足金の入金がない場合、当社は、当該受渡日の15時30分以降に、お客様の信用取引口座における建玉及び代用有価証券を当社の任意でお客様の計算により処分して適宜債務の弁済に充当することができるものとします。
- 3 前項の弁済充当の結果、残債務がある場合には、お客様は当社に対して速やかに残債務の弁済を行うものとします。

(弁済期限)

第10条 お客様が信用取引を行う場合、建玉については必ず弁済期限（以下「信用期日」といいます。）の前営業日（以下「最終返済日」といいます。）までに反対売買又は現引若しくは現渡を行うものとします。買建玉について証券金融会社による現引の制限が行われた場合には、必ず最終返済日までに反対売買を行うものとします。いちにち信用取引では、新規建を行った日の当日が最終返済日となりますので、新規建当日に反対売買を行うものとします。

- 2 建玉の銘柄が、上場廃止・株式併合・株式分割・合併・株式交換・株式移転・会社分割等の措置がとられた場合、信用期日は当社が定める期日に変更できるものとします。ただし、合併比率、交換比率・移転比率・分割比率等を考慮し、当社の判断により信用期日の変更を行わない場合があります。
- 3 第1項の規定に関わらず、お客様が最終返済日までに反対売買又は現引若しくは現渡を行わなかった場合は、当社は信用期日当日にお客様に通知することなく、当該建玉を当社の任意でお客様の計算により反対売買又は現引若しくは現渡することにより決済できるものとします。なお、反対売買による決済を行う場合には、当社の定める手数料を別途お客様より徴収できるものとします。
- 4 第1項又は第3項の決済を行った結果、損失が発生し、かつ不足金が発生した場合には、お客様は速やかに当該不足金を当社に入金するものとします。
- 5 お客様が一定期日までに前項の不足金を解消しない場合は、当社は、お客様の代用有価証券をお客様の計算により任意に処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。

(債務不履行)

第11条 お客様が受渡日を過ぎても債務を履行しない場合は、当社は日本証券業協会又は金融商品取引所の定める率による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

(信用取引事務管理費)

第12条 当社は建玉に対して、当社所定の信用取引事務管理費を徴収いたします。

(信用取引名義書換料)

第13条 当社は建玉に対して、当社所定の信用取引名義書換料を徴収いたします。

(信用取引売買手数料)

第13条の2 信用取引の売買手数料は、当社が定めるものとします。

(信用取引金利)

第14条 信用取引に関する金利は、当社が定めるものとします。

(信用取引貸株料)

第15条 信用取引貸株料の料率は、当社が定めるものとします。

(特別空売り料)

第16条 特別空売り料は、当社が定めるものとします。

(申込事項等の変更)

第17条 申込書の記載事項等に変更があったとき又はお客様が適格機関投資家に該当することとなったときは、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出るものとします。

(信用取引利用の禁止・解約)

第18条 お客様が、法令諸規則、「総合証券取引約款」、「法人口座取扱規定」又は本規定、「信用取引に関する説明書」、「信用取引口座設定約諾書」若しくは「PTS信用取引に係る合意書」の規定に違反した場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の本サービスの利用を禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。

- 2 お客様より、当社所定の方法により信用取引口座の解約の申込みがあった場合、信用取引口座及び外国株式信用取引口座は解約されるものとします。ただし、お客様の信用取引口座又は外国株式信用取引口座に未決済の建玉が残存する場合はこの限りではありません。

(国内非居住者となる場合の取扱い)

第19条 お客様が出国し国内非居住者となる場合は、当社の任意でお客様の計算により建玉をすべて決済します。

(規定の変更)

第20条 この規定は(但し第1章に限る)、法令の変更又は監督官庁の指示若しくは命令、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

(預り金及び有価証券の自動振替)

第21条 預り金及び有価証券の自動振替(以下、「自動振替」といいます。)とは、保護預り口座及び信用取引口座等の預り金、委託保証金及び代用有価証券を、お客様の設定した条件に従って自動的に相互に振り替える機能です。

2 自動振替を利用するには、お客様があらかじめお取引画面等にて振替条件等を設定する必要があります。

3 自動振替を利用しない場合(ただし、一部の機能は、利用しない設定をすることができません。)は、お客様は、振替の都度、当社に振替えの指示を出す必要があります。

※ 自動振替に関する詳細及び取扱いルールは「自動振替規定」を参照ください。

第2章 株券等貸借取引取扱規定

第22条 (規定の趣旨)

本条乃至第48条の規定は、当社の証券取引・証券情報サービスのうち、信用貸株に関するサービス(以下「信用貸株サービス」といいます。)の利用に関するお客様との取決めです。お客様は、信用貸株サービスを利用するに当たっては、本取扱規定(第2章に限る。以下同じ。)によるほか、関係法令諸規則、当社各規定等を遵守するものとします。また、個別の信用貸株取引に係る契約は、本取扱規定に基づいて別途締結するものとします。なお、以下本条乃至第48条の規定は信用貸株サービスを利用しないお客様については適用されず、信用貸株サービスの申込をもってお客様より同意いただいたものとさせていただきます。

第23条 (定義)

本取扱規定及び個別契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによります。

- ① 株券等 株券、優先出資証券(協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。以下同じ。)並びに国内の取引所金融商品市場に新たに上場される又は既に上場されている投資信託受益証券(投資信託の受益証券をいう。)及び投資証券をいう。
- ② 株券等貸借取引 お客様が、当社に株券等を貸し出し、合意された期間を経た後、当社がお客様に当該当社に貸し出した株券等と同種、同等、同量の株券等を返還する株券等の消費貸借取引をいう。本取扱規定及び個別契約において、株券等貸借取引とは、特段の定めがない限り、信用貸株取引における株券等貸借取引を指す。
- ③ 個別契約 本取扱規定に基づいて、両当事者が個別取引に関して締結する契約をいう。
- ④ 貸借期間 貸出実行日から返却実行日までの期間をいう。
- ⑤ 貸借料率 個別取引における貸借料算出の基準となる料率として、個別契約で定めるも

のをいう。

- ⑥ 貸借料 当社がお客様に対して個別取引における株券等の貸出の対価として支払う金銭をいう。
- ⑦ 対象銘柄 個別取引の対象となる株券等の銘柄として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑧ 貸借数量 個別取引における対象銘柄の株数として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑨ 貸出実行日 個別取引における貸借期間の開始日として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑩ 返却実行日 個別取引における貸借期間の終了日として、個別契約で定めるものをいう。
- ⑪ 時価 個別取引において適用される株券等の時価をいい、次の区分に応じ次に定めるところによる。但し、本取扱規定に時価について別段の規定がある場合にはこれに従うものとします。
 - イ 国内の取引所金融商品市場に上場されている株券等（以下「上場株券等」という。）
当該取引所金融商品市場を開設した金融商品取引所における最終価格（国内の金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段）
 - ロ 上記イ以外の株券等
合理的かつ適正な価格又は気配値
- ⑫ オープンエンド取引 個別契約締結時に返却実行日を定めず、お客様又は当社のいずれかがその後に指定する返却実行日に終了する個別取引をいう。
- ⑬ 営業日 日本国内において、当社が営業を行っている日をいう。
- ⑭ 計算日 貸出実行日から返却実行日（貸借期間満了前の株券等の返還が行われる場合は返還日。以下同じ）の前日までの各暦日をいう。
- ⑮ 計算期間 個別取引について、毎月初日（初回の計算期間については貸出実行日）から当該月の末日（最終の計算期間については返却実行日の前日）までの期間をいう。
- ⑯ 特定口座内保管株券等 お客様が当社に開設する特定口座に保管する株券等をいう。
- ⑰ 顧客口 当社が株式会社証券保管振替機構に開設する株式等の振替を行うための口座のうち、お客様が株式等についての権利を有するものを記録、又は記載される口座をいう。
- ⑱ 自己口 当社が株式会社証券保管振替機構に開設する株式等の振替を行うための口座のうち、当社が株式等についての権利を有するものを記録、又は記載される口座をいう。
- ⑲ 引渡し 個別取引において、個別契約に基づき株式等が顧客口から自己口に振替されることにより、株式等から生じる配当請求権等の権利帰属者がお客様から当社に変更されることをいう。
- ⑳ 一般貸株 保護預かり有価証券を対象とする株券等貸借取引のことをいう。

第24条（個別の株券等貸借取引の成立）

個別の信用貸株取引を行うにあたり、お客様と当社が個別契約により合意した事項を確認するため、お客様及び当社は、かかる合意の後、遅滞なく個別取引契約書を締結するものとします。但し、当社は、個別取引契約書に代えて、本取扱規定に係る個別取引明細書（以下「個別取引明細書」という。）を作成し、事前又は事後にお客様に差し入れることができるものとし、個別取引明細書を用いる場合には、別段の定めがない限りは、本取扱規定中における「個別取引契約書」は「個別取引明細書」に読み替えて規定を適用するものとします。

- 2 お客様からの別段の指示がない限り、当社がお客様からの委託により買付けた又は当社におけるお客様の顧客口座に記録された或いは記録されている株券等のうち、お客様が代用有価証券として当社に差入れているものに限り、当社が借入れを希望する場合にはいつでも、当社からお客様に個別取引明細書にて通知することにより、当該株券等の全部又は一部につき、信用貸株取引を行うことができるものとします。この場合、本取扱規定に記載のない条件については当社からお客様への通知に記載された条件によることとし、当社からお客様への通知時に株券等貸借取引にかかる個別契約が成立するものとします。

- 3 本取扱規定及び個別取引契約書は一体となって個別取引に関する単一の契約を構成するものとし、本取扱規定と個別取引契約書との間に抵触する規定がある場合には、個別取引契約書の規定が本取扱規定の規定に優先するものとし、
- 4 お客様及び当社は、本取扱規定及び個別取引契約書並びに当社のホームページ上に掲示する取引ルール（その後の変更を含む。）に従って信用貸株取引を行うものとし、
- 5 お客様及び当社は、本取扱規定、個別取引契約書、別途お客様より当社に対して差し入れられる株券等貸借取引確認書、その他株券等貸借取引において差し入れ又は受入れ若しくは締結する書面について、別途両者が合意する場合を除き本取扱規定第42条第2項に定める電磁的方法にて行うこととします。
- 6 本取扱規定の定めに従い、個別取引明細書の内容に変更があった場合、変更後の個別取引明細書を当社は、遅滞なくお客様に差し入れるものとし、差し入れ後は、変更後の条件に従い個別契約が成立したものとします。なお、変更後の個別取引明細書に記載すべき事項について、書面による交付に代えて、本取扱規定第42条第2項に定める電磁的方法による提供を行うことができるものとし、

第25条（株券等の貸出し及び返還、貸借料の支払い）

お客様は、個別取引契約書の諸条件に従い、対象銘柄について貸借数量の株券等を貸出実行日に当社に貸し出すものとし、なお、お客様は当社に貸出しする株券等につき、お客様が代用有価証券として当社に差入れている株券等（但し、当社が信用貸株サービスの対象としていない銘柄は除く）のうち、一部の銘柄のみに限定して貸出すことができますが、各銘柄につき一部の数量のみに限定して貸出すことはできないものとし、

- 2 当社は、前項により貸し出された株券等と同種、同等、同量の株券等（以下「貸借対象株券等」という。）を返却実行日にお客様に返還するものとし、
- 3 当社は、借り入れた株券等について、第26条の規定による株券等の引渡しの有無にかかわらず、本条及び個別契約に定める貸借料率等の条件に従い、貸借料をお客様に対し、支払うものとし、
- 4 貸借料率は、原則として、毎週第3営業日までに、その翌週の月曜日から7日間適用する貸借料率を当社のホームページ上に提示するものとし、但し、当社は、市場環境や貸借対象株券等に急激な変化が生じた場合、適用日の前日までに当社のホームページ上に提示することにより、既に掲示された貸借料率及びその適用期間を変更することができるものとし、
- 5 第3項に定める貸借料は次の算式により算出されるものとし、

計算日の貸借料＝時価総額×貸借料率÷365（小数点以下第2位未満を切り上げ）

計算期間の貸借料＝当該計算期間における各計算日の貸借料の合計額（円未満切り上げ）

時価総額＝貸借数量×対象銘柄の計算日における時価

但し、対象銘柄の時価は次の区分に応じて算出した価格とします。

① 上場株券等

当社が指定する金融商品取引所における計算日の最終価格（当該金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段とします。最終価格又は、最終気配値段がない場合には、過去に遡って求めた直近日の最終価格又は最終気配値段とします。）

② 上記①以外の株券等

合理的かつ適正な価格又は気配値

- 6 貸借料の支払いは、別段の合意がない限り、各月月末締め翌月第二営業日に支払うものとし、

第26条（株券等の引渡し）

本取扱規定に基づき当社が借り受けた株券等の引渡し及び返還は、社債、株式等の振替に関する

る法律に規定する振替手続きに基づき、振替口座簿に記載又は記録する方法により、顧客口と自己口の間で振り替えるものとします。なお、当社は個別契約に定める貸出実行日以降、お客様からの売却注文が約定した場合又は現渡がなされた場合若しくは返却指示があった場合を除き、当社の任意の時点で、借り受けた株券等の引渡しを受け又は返還を行うことができるものとします。

第27条（特定口座内保管株券等の株券等貸借取引）

お客様が特定口座内保管株券等の引渡しを行う場合には、当該特定口座から社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により当社の自己口に振り替えるものとします。

- 2 当社がお客様に対し特定口座内保管株券等と同種、同等、同量の株券等をお客様の特定口座に返還する場合には、そのすべて又は一部を当社の自己口から社債、株式等の振替に関する法律に規定する顧客口座簿に記載又は記録する方法により行うものとします。

第28条（有担保）

信用貸株取引に関して、当社はおお客様に対し、借り受けた株券等の代用評価額相当の金銭を担保として差し入れるものとします。なお、差し入れた担保金は、当社におけるお客様の信用取引に係る委託保証金の管理のためだけに使用されるものです。そのため、通常の委託保証金に差入れられた金銭と異なり、預り金等への振替、有価証券の購入代金や不足金への充当等及び出金することはできません。

第29条（配当金、株式分割、新株引受権及び新株予約権等の処理等）

株券等の貸借期間において、株主その他の株券等の保有者としての配当金を受領すべき者を定めるための一定の日（以下、「権利付最終売買日」という）を迎える場合、原則としてその当日までに、当社は借り受けている株券等をお客様に返還するものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、株券貸借期間が権利付最終売買日を越えた場合は、当社がお客様より借り入れた株券等に付随する配当金については、お客様に帰属するものとし、その取扱いについて当社が定める方法によるものとします。なお、株主優待はこれに含まれず、お客様には帰属しないものとします。但し、別段の合意がある場合はこの限りではありません。
- 3 第2項の規定に基づきお客様に帰属すべきものとされる配当金の支払いがあった場合は、当社は、一定の期日までに配当金相当額（配当金に係る源泉所得税相当額の金額を控除した後の金額）をお客様の証券総合口座に入金して支払うものとします。
- 4 株券等の貸借期間中に当該株券等について株式分割、株式併合、新株予約権その他の権利又は当該権利と同等の経済的価値の付与等が行われる場合は、別途当社が認める場合を除き当社が借り入れている当該株券等の全部又は一部を権利確定日又は権利確定日前にお客様に返還するものとします。

第30条（配当金、株式分割、新株引受権及び新株予約権等の処理等の例外）

前条第4項の定めにかかわらず、当社はその裁量により株券等の貸借期間中に当該株券等について株式分割、株式併合、新株予約権その他の権利又は当該権利と同等の経済的価値の付与等が行われる場合に当該株券等の全部又は一部を権利確定日又は権利確定日前にお客様に返還しないことができるものとし、その場合、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとします。

- ① 株券等の貸借期間中に対象銘柄に新株予約権又は新株予約権と同等の権利が付与される場合において、お客様が当該権利を行使して新株等を引き受けることを選択して当社に通知したときは、払込期日までに払込金額に相当する金額を当社に交付しなければならないものとします。この場合、別段の合意のない限り、当該新株等を引き受けた後、個別取引の貸借数量に当該新株等の数が加えられるものとします。但し、1単元未満の場合又は端株となる株券等が生ずる場合は、当該株券等については、お客様への返還は

なされず、金銭による価額の支払いをもって返還に代えるものとします。

- ② 株券等の貸借期間中に当該株券等について株式分割若しくは株式併合又はこれらと同等の行為が行われる場合、当該行為の後の当該株券等の数をもって個別取引の貸借数量とします。但し、当該行為により1単元未満又は端株となる株券等が生ずる場合は、当該株券等については、お客様への返還はなされず、金銭による価額の支払いをもって返還に代えるものとします。
 - ③ 株券等の貸借期間中に当該株券等の発行会社について合併が行われ、当該株券等について新設会社又は存続会社の株券等が交付される場合、かかる交付された株券等をもって、当該株券等に係る個別取引の対象銘柄とします。但し、1単元未満又は端株となる株券等が生ずる場合は、当該株券等については、お客様への返還はなされず、金銭による価額の支払いをもって返還に代えるものとします。
 - ④ 前各号に定める場合のほかに、対象銘柄の発行会社より当該対象銘柄の株券等の提出が要求され新たな株券等が交付された場合は、新たに交付された株券等が個別取引の対象銘柄となるものとします。
- 2 前項各号の規定により個別取引の貸借数量及び対象銘柄が変更された日以降の値洗いは、変更後の貸借数量及び対象銘柄を基準に行われるものとします。また、1単元未満又は端株となる株券等の価額は、当該株券等の時価を参照して算定されるものとします。
 - 3 本条に定めるほか、対象銘柄について特別な処理を行う必要が生じた場合については当社のホームページ上に掲示する取引ルールに定めるところ又は当社が事前にお客様に通知するところに従い処理するものとします。

第31条（貸借期間満了前の株券等の返還）

当社はお客様に対して事前に通知を行うことにより、任意のときに貸借対象株券等の全部又は一部をお客様に差し入れている担保金と引き換えにお客様に返還することができるものとします。かかる通知を行った場合及び第38条第4項の規定に従った通知を受けた場合、当社は貸借対象株券等を返還するものとします。この場合における貸借料は、貸出実行日から返却実行日の前日までの実日数について支払われるものとします。

- 2 株券等の貸借期間中に以下に掲げる事項に該当した場合、当社は、貸借対象株券等の一部又は全部を、一時的にお客様に返還し、差し入れている担保金の返還を受けることができるものとします。この場合、当社は貸借対象株券等を返還するものとし、当社が合理的に必要と認める一定期間経過後、当該対象銘柄について、第45条第1項に掲げる場合を除き、再度借入れを受けることができるものとします。なお、返還期間中については、貸借料は発生しないものとします。
 - ① お客様が特定口座を廃止する場合
 - ② その他当社が必要と認めた場合
- 3 第1項に定める通知について当社は、個別取引明細書の差入れ又は本取扱規定第42条第2項に定める電磁的方法による提供をもって行うことができるものとします。

第32条（貸借対象株券等の上場・登録の廃止）

個別取引の対象銘柄の上場が廃止となった場合、当社は、当該個別取引の貸借対象株券等を返還することを要せず、当該個別取引の返却実行日に当該返却実行日現在における当該貸借対象株券等の時価に相当する金銭を支払うことをもって返還に代えることができるものとします。

第33条（債務不履行等による解除）

お客様が、次の第①号から第⑭号までのいずれかに該当することとなった場合のうち、第①号から第⑥号の場合当社は事前通知なしに解除することができます。また、第⑦号から第⑮号の場合当社は、お客様に対する通知により、全部又は一部の個別契約を解除することができる

ものとし、通知による解除はお客様に対する通知の発送の日に効力が発生するものとします。

- ① お客様が「総合証券取引約款」、「法人口座取扱規定」、「信用取引規定（本取扱規定第1章）」、「信用取引に関する説明書」、「信用取引口座設定約諾書」、「PTS信用取引に係る」及び本章に掲げる解約事由に該当したとき
- ② 破産手続開始、民事再生手続開始、特定調停手続開始、特別清算手続開始、又は会社更生手続開始その他これに類する倒産手続の申立があったとき
- ③ 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき（合併によるものを除く。）
- ④ 本取扱規定に基づき相手方に対して有する金銭支払請求権又は株券等の引渡し若しくは返還請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又はかかる請求権の譲渡若しくは質権設定の通知が発送されたとき
- ⑤ 支払いを停止したとき
- ⑥ 手形交換所又は株式会社全銀電子債権ネットワークの取引停止処分を受けたとき
- ⑦ 信用取引口座が解約されたとき
- ⑧ 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
- ⑨ 現在及び将来においてお客様が当社に対して負担する、本取扱規定に基づく債務以外の債務に関し、期限の利益を喪失したとき
- ⑩ 書面により、本取扱規定に基づき相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し又は支払能力がないことを認めたとき
- ⑪ 本取扱規定又は相手方との有価証券その他の取引に関して契約違反があり、相手方からの通知後2営業日以内に治癒されないとき
- ⑫ 自然人であるお客様につき、相続が開始したとき
- ⑬ 自然人であるお客様につき、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき
- ⑭ 自然人であるお客様につき、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたとき
- ⑮ お客様が国内非居住者となったとき

第34条（解除による清算）

前条により個別契約が解除された場合には、当社は、解除された個別契約のすべてについて、その裁量により、（1）速やかにお客様に差し入れている担保金と引き換えにお客様に貸借対象株券等を返還し、合わせて第31条第1項に準じて計算される貸借料を計算し、お客様に対しその金額を第25条第6項に従って支払うか、又は（2）その貸借対象株券等の解除された日の時価に相当する金銭を速やかに支払うとともに、第31条第1項に準じて計算される貸借料（当該解除された日に当該貸借対象株券等が返還されたものとみなして計算する。）を計算し、お客様に対し第25条第6項に従ってその金額を支払うものとします。なお、前条により個別契約が解除された後に当該個別契約の貸借対象株券等にかかる配当金の支払いが当社に対して行われた場合、当社は第29条第2項に従いお客様に配当金相当額（配当金に係る源泉所得税相当額の金額を控除した後の金額）を支払うものとします。個別契約が解除された場合、両当事者は解除されたすべての個別契約に関して、本条に定める義務及びこれに対する第35条に基づく遅延損害金支払い義務を除く一切の義務から免れるものとします。

- 2 前項に定める貸借対象株券等の時価は、次の区分に応じて算出した価格とします。
 - ① 上場株券等：当社が指定する金融商品取引所における当該個別取引の解除日の最終価格（当該金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段とします。最終価格又は最終気配値段がない場合には、過去に遡って求めた直近日の最終価格又は最終気配値段とします。）
 - ② 上記①以外の株券等：合理的かつ適正な価格又は気配値
- 3 第1項の定めにかかわらず、不履行当事者は、解除当事者に対し、解除されたすべての個別

契約について生じた損害を賠償するものとします。

- 4 前項にいう損害には、第1項(2)に従った場合において、仮に第1項(1)に従った場合に解除当事者である当社が返還義務を負うこととなる貸借対象株券等を個別契約の解除後に解除当事者である当社が処分した場合の、当該処分から得られた金額から処分費用を差し引いた金額が第2項における当該貸借対象株券等の時価を下回る場合の差額、又は第1項(2)に従った場合において、仮に第1項(1)に従った場合に不履行当事者である当社が返還義務を負うこととなる貸借対象株券等と同種、同等、同量の株券等を解除当事者であるお客様が他より入手した場合(不履行当事者に対する通知の有無を問わない。)の、当該株券等の購入代金、購入代金調達のための金利及び売買手数料等、当該株券等を入手するために支出した一切の金銭の額が第2項における当該貸借対象株券等の時価を超える場合の超過額が含まれるものとします。
- 5 ある個別契約について貸出実行日において株券等の貸出がなされる前に前条各号に掲げる事由が生じ、当該個別契約が同条に基づき解除された場合は、当該個別契約に係る貸借対象株券等のうち貸出しされなかったものは第1項の計算において算入しないものとします。但し、第3項の適用は妨げられません。
- 6 第1項に定める時価、貸借料、遅延損害金等の金額が日本円以外の外貨による場合は、解除当事者が合理的に指定する為替レートにより日本円に換算されるものとします。

第35条(遅延損害金)

本取扱規定に基づいてお客様若しくは当社(以下、「一方当事者」といいます)が相手方に支払うべき金銭又は引き渡すべき株券等の支払い又は引渡し、本取扱規定に基づく履行期日又は両当事者が合意した日に行われなかった場合には、当該一方当事者は、当該日の翌日から支払い又は引渡しに至るまでの間、(1)金銭の支払いの場合は当該金額、(2)株券等の引渡しの場合は、当該引渡しを行うべき日における時価又は実際に引渡しが行われた日における時価のいずれか高い価格に、それぞれ年率14.6%(1年を365日として日割り計算)の割合による遅延損害金を加算した金額を相手方に支払うものとします。

- 2 貸借対象株券等の引渡債務又は返還債務不履行時において、引渡し又は返還を受けるべき相手方は一方当事者に事前に通知した上で、引渡し又は返還を受けるべき株券等と同種、同等、同量の株券等を他より入手することができるものとします。この場合、一方当事者は、当該株券等の購入代金、購入代金調達のための金利及び売買手数料等、当該株券等を入手するために支出した一切の金銭の額を、相手方に対して支払うものとします。これにより、株券等の引渡債務又は返還債務は消滅するものとします。
- 3 貸借対象株券等の引渡債務又は返還債務が所定の期日において履行されず、かつ相手方が貸借対象株券等と同一の銘柄、数量の株券等を他より入手することが不能又は著しく困難である場合、相手方は当該貸借対象株券等の返還若しくは引渡期日の時価又は賠償金支払日の時価のうちいずれか高いものにより入手した場合に通常要する購入代金その他一切の金額の賠償を株券等の引渡し又は返還を行うべき者に請求することができるものとします。この場合、株券等の引渡し又は返還を行うべき者が当該金額を相手方に対して支払うことにより、株券等の引渡債務又は返還債務は消滅するものとします。
- 4 前二項の場合における第1項の遅延損害金の計算期間は、当該引渡債務又は返還債務が消滅した日までとします。
- 5 前各項の規定は、貸借対象株券等の発行会社が単元株制度を採用している場合に、単元未満株の返還を行う場合に準用するものとします。
- 6 本条に定める時価は次の区分に応じて算出した価格とします。

- ① 上場株券等当社が指定する金融商品取引所における時価計算日の最終価格(当該金融商品取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段とします。最終価格又は最終気配値段がない場合には、過去に遡って求めた直近日の最終価格又は最終気配値段とします。)

② 上記①以外の株券等 合理的かつ適正な価格又は気配値
但し、ここで「時価計算日」とは、前各項において時価の計算が行われる日として定められている日をいうものとします。

第36条（一括清算に関する法律の適用）

お客様は本取扱規定に基づくすべての個別取引が、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律に定義される「特定金融取引」であること、同法律が本取扱規定及びそれに基づくすべての個別取引に適用されることを確認したものとします。

第37条（差引計算）

お客様若しくは当社（以下、「解除当事者」といいます）は、第34条の清算により生じる金銭支払債権又は債務と相手方（以下、「不履行当事者」といいます）に対する金銭支払債権又は債務（但し、第33条第⑨号に掲げる事由により個別契約の全部又は一部を当社が解除した場合には、当社の不履行当事者であるお客様に対する一切の金銭支払債権と債務）とをその期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができるものとします。

- 2 前項の相殺を行う場合には、解除当事者は事前の通知又は所定の手続を省略し、不履行当事者に代わって諸預け金の払戻しを受け、不履行当事者の債務の弁済に充当することができるものとします。
- 3 前二項によって差引計算を行う場合における債権又は債務の利息及び遅延損害金、その他支払うべき金銭の計算については、その期間を計算実行の日までとして行うものとします。
- 4 解除当事者は、第33条に基づき不履行当事者に対して金銭支払請求権を取得した場合、両当事者間の一切の取引に関して占有している動産、手形その他有価証券を処分することができるものとします。また、当社は、第33条第⑨号に掲げる事由により個別契約の全部又は一部を解除した場合において不履行当事者であるお客様に対して金銭支払請求権を保有している場合、当該解除された個別契約に基づき占有している貸借対象株券等を処分することができるものとします。本項第一文又は第二文の場合には、解除当事者は、不履行当事者の費用負担により、一般的に適当と認められる方法、時期、価格等により取立又は処分のうえ、その取立金額又は処分金額から諸経費を差し引いた残額を、法定の順序にかかわらず本項第一文又は第二文に規定される金銭支払請求権の弁済に充当できるものとし、なお不履行当事者に残債務がある場合には、不履行当事者は直ちに当該残債務を弁済するものとします。
- 5 第1項における債権債務が日本円以外の外貨建てである場合は、解除当事者が合理的に指定する為替レートにより日本円に換算されるものとします。

第38条（オープンエンド取引、貸借対象株券の移管）

信用貸株取引は全てオープンエンド取引によりおこなわれるものであり、お客様は、当該取引の開始後、本条に定める方式で相手方に通知することにより返却実行日を指定できるものとします。当社は本条の定めに従い、貸借料を支払うものとします。

- 2 返却実行日の指定は以下の規定に従って行うものとします。
 - ① お客様が貸し出している株券等について、お客様による売却注文が約定した場合又は現渡がなされた場合若しくは返却指示がなされた場合には、お客様が当該売却注文の受渡日又は返却指示した日（但し、当社のホームページ上に掲示する取引ルールで定める時限までの指示に限る。）の2営業日後を返却実行日と指定したものとみなします。
 - ② 当社が対象銘柄を株券貸借取引の対象から除外する場合は、当社のホームページ上に掲示する「お知らせ」をもって返却実行日をお客様に通知します。
 - ③ 当社からの返却実行日の指定は、返却実行日の2営業日以上前に行うものとします。
- 3 オープンエンド取引における貸借料の算出方式及び支払日は、別段の合意がない限り、第25条の定めに従うものとします。

- 4 お客様は、貸借期間中に貸借対象株券等の移管を行う場合、当社に対して当社所定の方法により事前に通知を行い、貸借対象株券等の返還を受けた後、当社所定の方法に従い当社に対し移管の申出を行わなければならないものとします。

第39条（表明及び保証）

お客様は、本取扱規定及び個別契約の締結時において、次の事項を表明し、保証することとします。

- ① 本取扱規定及び個別契約に基づく債務を履行するために必要な能力を有していること、また、その能力の継続性を損なう要因が存在しないこと。
 - ② 本取扱規定及び個別契約に基づくすべての取引につき、その自身にとっての有用性、危険、財務、会計又は税務に与える影響、適法性、自身の属性及び取引目的に対する適合性等に関して、すべて独立に評価する能力を自ら有するか又はこれを有する外部の専門家からの助言を得ており、これらの評価に関して相手からの助言に一切依存していないこと。
 - ③ 個別契約に基づきお客様として引き渡す貸借対象株券等については、自身が唯一かつ完全な所有者であり、かつ質権その他の第三者の権利が一切付されていないものであること。
- 2 お客様の前項に基づく表明及び保証が重要な点につき虚偽若しくは誤りであることが判明した場合、又は事情の変更等により真実でなくなった場合は、第33条第⑦号から第⑭号までに定める場合に準じて、当社は通知により全部又は一部の個別取引を解除することができるものとします。

第40条（権利の譲渡、質入れの禁止）

本取扱規定及び個別契約に基づく一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、これを第三者に譲渡又は質入することができないものとします。

第41条（守秘義務）

お客様は、本取扱規定又は個別契約に基づき当社から開示された情報については守秘義務を負い、開示当事者の事前の同意を得ない限り、これを第三者に開示しないものとします。但し、当該情報が公知の場合、法令若しくは規則に基づく場合、監督官庁その他政府機関（金融商品取引所、日本証券業協会、その他自主規制団体を含む。）の要求に対し開示する場合、又は弁護士、公認会計士その他法律上若しくは契約上秘密保持契約義務を負うものに関与する場合を除きます。

第42条（通知等）

本取扱規定又は個別契約に基づく通知又は同意等の取得は、次項以下に定める場合を除き、書面によるものとします。なお、当社に登録されたお客様の住所に宛て郵便によって送付された通知は、発送の翌日に到達したものとみなすものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、当社の使用に係る電子計算機（当社との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これをお客様又は当社の用に供する者の使用に係る電子計算機を含む。以下同じ。）に備えられたお客様ファイル（もっぱら当該お客様のように供せられるファイルをいう。以下同じ。）又は閲覧ファイル（当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであって、同時に複数のお客様の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下同じ。）に記録された記載事項につき電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供する方法により、書面の交付等に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的にお客様に提供することができるものとします。当該電磁的提供は、記載事項をお客様ファイル又は閲覧ファイルに記録した時点でなされたものとみなすものとします。
- 3 第1項の規定にかかわらず、当社は、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

記録された記載事項につき電気通信回線を通じてお客様の閲覧に供し、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにお客様の同意等に関する事項を記録する方法により、書面の徴求等に代えて、当該同意等に関する事項を電磁的にお客様より取得することができるものとします。当該電磁的同意等の取得は、当社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該同意等に関する事項を記録した時点でなされたものとみなすものとします。

第43条（通知事項の変更）

お客様は、印章、名称・氏名、商号、代表者、住所、電子メールアドレスその他通知事項につき変更が生じた場合には、直ちに当社に変更後の内容を届け出るものとします。

- 2 前項の通知を怠った場合、当社からなされた通知又は送付された書類等が延着し又は到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したとみなすものとします。

第44条（費用の負担）

本取扱規定について、お客様・当社各々の側に生じた費用についてはお客様・当社がそれぞれ負担するものとします。

第45条（貸株の制限）

当社は、第38条第2項第②号の規定により、対象銘柄を株券貸借取引の対象から除外した場合のほか、合理的な理由に基づき、お客様による新規の貸出申込及び貸出数量の追加申込を制限させて頂く場合があるものとします。

- 2 お客様が本信用貸株サービスを利用されている場合、一般貸株のサービスの一部が制限される場合があるものとします。

第46条（株券貸借取引利用の禁止・解約）

お客様が、法令諸規則、「総合証券取引約款」、「法人口座取扱規定」又は本規定、「信用取引に関する説明書」、「信用取引口座設定約諾書」若しくは「PTS 信用取引に係る合意書」の規定に違反した場合その他やむを得ない事由が生じた場合には、当社は直ちにお客様の本信用貸株サービスの利用を禁止することができるものとします。この場合、お客様は直ちに期限の利益を喪失します。

- 2 お客様より、当社所定の方法により本信用貸株サービスの解約の申込みがあった場合、本サービスは解約されるものとします。

第47条（相続・成年後見等の届出）

自然人であるお客様につき相続が生じた場合には、直ちにお客様の相続人は書面により当社にその旨を通知するものとします。

- 2 自然人であるお客様につき、家庭裁判所の審判により、補助、保佐又は後見が開始された場合には、直ちにお客様は成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当社に通知するものとします。
- 3 自然人であるお客様につき、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちにお客様は成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面より当社に通知するものとします。
- 4 前三項の通知の前に前三項に定める事実を当社が認識していなかったことによりお客様に生じた一切の損害について、当社は責任を負わないものとします。
- 5 第1項から第3項の通知が遅延したことにより当社に生じた損害について、お客様（又はその承継人）はその損害を補償するものとします。

第48条（その他）

本取扱規定に定めのないものについては、総合証券取引約款の各規定及び、第1章 信用取引

規定の第 18 条及び第 20 条の規定を準用するものとします。

(2022 年 7 月)